

新潟県条例第14号

新潟県民会館条例の一部を改正する条例

新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第15条関係）

(1) 大ホールの使用料（全部使用の場合）

使用時間		使用料(円)						収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合						
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合		
平日	午前	46,000	50,600	59,800	78,200	92,000	115,000	1,730人(オーケストラピットを使用する場合は1,648人、花道を使用する場合は1,710人)	
	午後	81,700	89,800	106,100	138,900	163,300	204,200		
	夜間	114,300	125,700	148,500	194,300	228,500	285,700		
	全日	234,000	257,500	304,300	397,900	468,000	585,100		
土曜日、日曜日及び休日	午前	69,000	75,900	89,700	117,400	138,000	172,600		
	午後	109,400	120,300	142,300	186,100	218,900	273,600		
	夜間	142,000	156,200	184,600	241,500	284,100	355,200		
	全日	301,000	331,100	391,300	511,600	601,900	752,400		
備考		準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。							

(2) 大ホールの使用料（2階席を除く使用の場合）

使用時間		使用料(円)						収容人員
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合					
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合	
平日	午前	32,200	35,400	41,900	54,700	64,400	80,500	1,136人(オーケストラピットを使用する場合は1,054人、花道を使用する場合は1,116人)
	午後	57,200	62,800	74,300	97,200	114,400	143,000	
	夜間	80,000	87,900	104,000	136,000	159,900	200,100	
	全日	163,900	180,200	213,000	278,500	327,600	409,600	
土曜日、日曜日及び休日	午前	48,300	53,200	62,700	82,200	96,600	120,900	
	午後	76,600	84,200	99,600	130,200	153,300	191,500	
	夜間	99,500	109,300	129,300	169,100	198,800	248,600	
	全日	210,700	231,700	273,900	358,100	421,300	526,700	

(3) 小ホールの使用料

使用時間		使用料(円)				収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合				
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合		入場料が5,001円以上の場合
平日	午前	5,790	6,090	6,380	12,500	16,500	300人
	午後	10,300	10,800	11,300	22,300	29,200	
	夜間	14,100	14,800	15,500	30,700	40,000	
	全日	27,300	28,600	29,900	58,900	77,100	
土曜日、日曜日及び休日	午前	8,210	8,620	9,030	17,800	23,200	
	午後	15,100	15,800	16,700	32,800	42,900	
	夜間	21,400	22,500	23,600	46,400	60,700	

び休日	全日	40,700	42,800	44,800	88,300	115,400
備考	<p>1 準備、練習又は後片付けのために使用する場合（2に規定する練習を目的として使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。</p> <p>2 練習を目的として使用する場合（引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の30パーセントに相当する額とする。</p>					

(4) 会議室及び楽屋の使用料

区 分		使用時間	使用料(円)	収容人員等
会議室	談話室(A)	午 前	8,530	収容人員(応接セット使用) 6人 2階 33平方メートル
		午後又は夜間	11,300	
		全 日	28,500	
	談話室(B)	午 前	5,790	収容人員(円卓、いす使用) 10人 2階 36平方メートル
午後又は夜間	7,520			
全 日	19,200			
第1会議室	第1会議室	午 前	4,080	収容人員(机、いす使用) 42人 2階 57平方メートル
		午後又は夜間	5,310	
		全 日	13,700	
	第2会議室 第3会議室 第4会議室	午 前	2,920	収容人員(机、いす使用) 24人 第2会議室 2階 51平方メートル 第3会議室 2階 51平方メートル 第4会議室 2階 43平方メートル
午後又は夜間	3,690			
全 日	9,820			
楽屋	第1楽屋	午 前	2,400	3畳和室付き 化粧台 2 地下1階 26平方メートル
		午後又は夜間	3,690	
		全 日	9,410	
	第2楽屋 第3楽屋	午 前	2,400	化粧台 7 第2楽屋 地下1階 23平方メートル 第3楽屋 地下1階 22平方メートル
		午後又は夜間	3,690	
	第4楽屋	午 前	2,920	化粧台 10 地下1階 33平方メートル
		午後又は夜間	4,530	
	リハーサル室 (兼大部屋)	午 前	3,790	地下1階 119平方メートル
午後又は夜間		5,740		
全 日	13,400			
小ホール 第1楽屋 小ホール 第2楽屋	午前、午後又は夜間	2,750	化粧台 5 中3階 21平方メートル	
	全 日	6,990		
第1浴室 第2浴室	午前、午後又は夜間	1,780	地下1階 5平方メートル	
	全 日	3,570		

(5) ギャラリーの使用料

区 分	使用時間	使用料(円)		区 割 等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
ギャラリー(A)	午前9時から 午後5時まで	2,440(1区割当たり)	3,840(1区割当たり)	12区割 3階 579平方メートル
ギャラリー(B)	午前9時から 午後5時まで	2,440(1区割当たり)	3,840(1区割当たり)	8区割 3階 412平方メートル
備考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。			

- 注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもつて入場料とする。
- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までを、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 4 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 5 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定（第8条に係る場合に限る。）は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定（第15条に係る場合に限る。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。